

# 自動継続据置期間後解約自由定期預金規定

## 1. 自動継続

- (1) 自動継続据置期間後解約自由定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に据置期間後解約自由定期預金として継続します。ただし、継続後の据置期間後解約自由定期預金の元金額が当組合所定の金額以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

## 2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の預入日現在において当組合がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け、預入金額によって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部支払後の残余の預金元金額が当該階層区分を下回ることとなる一部支払いの取扱いは行いません。  
なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について引続き自動継続の取扱いをします。
- (3) 継続停止の申出があった場合は、最長預入期限以後に利息とともに支払います。

## 3. 利 息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- ① 6か月以上1年未満
- ② 1年以上1年6か月未満
- ③ 1年6か月以上2年未満
- ④ 2年以上2年6か月未満
- ⑤ 2年6か月以上3年未満
- ⑥ 3年以上3年6か月未満

- ⑦ 3年6か月以上4年未満
- ⑧ 4年以上4年6か月未満
- ⑨ 4年6か月以上5年未満
- ⑩ 5年

- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金しまたは元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を定期預金共通規定第4条第1項によりこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) 定期預金共通規定第4条第4項または同条第5項の規定により、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には前項によって利息を計算し、6か月後の応当日後に解約する場合には第1項によって利息を計算し、この預金とともに支払います。
- (8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(R 02.04.01 改正)